



# 鳥取県公報

平成12年 3月31日(金)  
号外第29号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則（障害福祉課）…………… 1
- 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則（〃）…………… 2
- 鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則（〃）…………… 3
- 鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則（〃）…………… 5

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行の一部を改正する規則

- 1 保護者承認申請書等における押印を見直すこととした。
- 2 その他所要の規定の整備をすることとした。
- 3 この規則は、平成12年 4月 1日から施行することとした。

◇鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 医療費の助成対象となる治療が特に困難な疾病又は経過が慢性にわたり患者等の負担が大きい疾病の範囲を拡大するとともに、対象者の年齢を原則として20歳未満（現行 18歳未満）に引き上げることとした。  
(別表関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 (1) この規則は、平成12年 4月 1日から施行することとした。  
(2) 所要の経過措置を講ずることとした。

## 規 則

鳥取県知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第25号

鳥取県知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県知的障害者福祉法施行細則（昭和37年鳥取県規則第25号）の一部を次のように改正する。  
第3条中「省令第2条」を「令第1条」に改める。

第4条第1項中「第5条」を「第3条」に改める。

第8条の3第2項中「省令第7条及び第8条に規定する変更、廃止及び休止の」を「法第20条の規定による」に改める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第26号**

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則（昭和45年鳥取県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第17条を削る。

様式第1号に注として次のように加える。

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第3号の注を次のように改める。

(注) 1 口数追加のみの申込みの場合には、2の書類だけを添付してください。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第4号中「直腸機能・小腸機能」を「直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能」に、

⑨療育  
手帳

手帳、身体障害者の所持の有無	療育手帳 (記号番号 )	有	・無
	身障手帳 (記号番号 )		

⑨療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳所持の有無	療育身障精神
--------------------------------	--------

育手帳 (記号番号 )	に改める。
障手帳 (記号番号 ) ・無	
神保健福祉手帳 (1級 ・ 2級) (記号番号 )	

様式第5号中

障害の程度	<sup>31</sup> (身体障害) ①(1級) ②(2級) ③(3級)
	<sup>31</sup> (知的障害) ①(A) ②(B)

障害の程度	<sup>31</sup> (身体障
	<sup>31</sup> (知的障
	<sup>31</sup> (精神障

害) ①(1級) ②(2級) ③(3級)
----------------------

害) ①(A) ②(B)
--------------

に改める。

害) ①(1級) ②(2級)
----------------

様式第9号に注として次のように加える。

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第10号に注として次のように加える。

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第11号に注として次のように加える。

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第12号に注として次のように加える。

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第16号に注として次のように加える。

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第17号に注として次のように加える。

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第17号の2に注として次のように加える。

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第18号に注として次のように加える。

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第19号に注として次のように加える。

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第20号に注として次のように加える。

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第21号に注として次のように加える。

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第22号に注として次のように加える。

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第23号に注として次のように加える。

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第24号に注として次のように加える。

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

#### 附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県規則第27号

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県特別医療費助成条例施行規則（昭和48年鳥取県規則第53号）の一部を次のように改正する。

第1条の2を削る。

第2条中「前年の所得」の次に「(1月1日から6月30日までの間の医療に係る医療費を負担することとなる者については、前々年の所得とする。)」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

疾 病	患 者
1 慢性腎疾患 慢性腎炎、ネフローゼその他の疾病で知事が定めるもの	20歳未満の者で通院又は1月未満の入院をして治療を受けているもの
2 ぜんそく 気管支ぜんそくその他の疾病で知事が定めるもの	20歳未満の者で通院又は1月未満の入院をして治療を受けているもの
3 慢性心疾患 心室中隔欠損症、冠動脈瘤その他の疾病で知事が定めるもの	20歳未満の者で通院又は1月未満の入院をして治療を受けているもの
4 内分泌疾患 中枢性思春期遅発症、甲状腺腺腫その他の疾病で知事が定めるもの	18歳以上20歳未満の者
5 膠原病 スチーブンス・ジョンソン症候群その他の疾病で知事が定めるもの	20歳未満の者で通院又は1月未満の入院をして治療を受けているもの
6 糖尿病 若年型、成人型又は型不明の糖尿病（型不明の糖尿病にあつては、腎性糖尿を除く。）	18歳以上20歳未満の者
7 先天性代謝異常 (1) 先天性クレチン病、フェニルケトン尿症その他の疾病で知事が定めるもの	18歳以上の者
(2) 糖原病、家族性高コレステロール血症その他の疾病で知事が定めるもの	18歳以上20歳未満の者
8 神経・筋疾患 ウエスト症候群、先天性遺伝性筋ジストロフィーその他の疾病で知事が定めるもの	18歳未満の者で通院若しくは1月未満の入院をして治療を受けているもの又は18歳以上20歳未満の者

備考 この表に定める疾病（以下「対象疾病」という。）には、対象疾病に直接起因して併発した疾病を対象疾病と併せて治療を受ける場合における当該疾病を含むものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の鳥取県特別医療費助成条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第28号**

鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「以下「法」という。）」の次に「、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「政令」という。）」を加える。

第2条中「省令第3条第2項」を「政令第1条の2第1項」に改める。

第5条中「第4条第1項第1号」を「第2条第1項第1号」に改める。

第6条中「省令第10条第1項（省令第11条において準用する場合を含む。）」を「政令第4条第2項又は第4項」に改める。

第7条中「省令第12条第1項又は第12条の3第1項」を「政令第5条第1項」に改める。

第8条中「省令第12条第2項、第12条の3第2項又は第12条の4第1項若しくは第2項」を「法第16条第1項又は省令第7条第2項若しくは第8条第2項」に改める。

第9条第1項中「第13条の6第1項」を「第13条の5」に改める。

第10条中「省令第13条の7第1項の」を「政令第5条の9の」に改め、同条第1号中「第13条の7第1項第1号」を「第13条の6第1号」に改め、同条第2号中「第13条の7第1項第2号」を「第13条の6第2号」に改め、同条第3号中「第13条の7第1項第3号」を「第13条の6第3号」に改める。

第11条中「省令第13条の8第1項」を「政令第5条の10」に改める。

第12条第2項中「省令第20条の3」を「法第26条第2項」に改める。

第13条中「第26条第2項」を「第26条第3項」に改める。

様式第4号中「身体障害者福祉法施行規則（第11条において準用する）第10条第1項」を「身体障害者福祉法施行令第4条第2項（第4項）」に改める。

様式第5号中「身体障害者福祉法施行規則第12条第1項（第12条の3第1項）」を「身体障害者福祉法施行令第5条第1項」に改める。

様式第6号中「身体障害者福祉法施行規則第12条第2項（第12条の3第2項・第12条の4第1項・第12条の4第2項）」を「身体障害者福祉法第16条第1項（身体障害者福祉法施行規則第8条第2項・第8条第4項）」に改める。

様式第7号中「（第13条の6第1項）」を「（第13条の5）」に改める。

様式第9号から様式第11条までの規定中「身体障害者福祉法施行規則第13条の7第1項」を「身体障害者福祉法施行令第5条の9」に改める。

様式第12号中「身体障害者福祉法施行規則第13条の8第1項」を「身体障害者福祉法施行令第5条の10」に改める。

様式第14号中「身体障害者福祉法施行規則第20条の3第1項(第2項)」を「身体障害者福祉法第26条第2項」に改める。

様式第15号中「第26条第2項」を「第26条第3項」に改める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。